

障害のある方が、住み慣れたま
ちで生き生きと暮らしていくため
に必要なこと。それは、皆さんの障
害に対する正しい理解と障害福祉
意識の浸透です。しかし、支援者や
行政がどんなに頑張っても、声を上げ
ても、その声を多くの人に届けるこ
とは簡単なことではありません。
障害のない方の中に、障害のある
方と接する機会が少なく、「自分
の生活とは無関係」と考えている
方はいませんか？そして、何を話
したらいいのだろうか？どのよう
に接したらいいのだろうか？そん
な思いが皆さんにありませんか。
どうすれば障害を正しく理解
し、意識を変えていくことができ
るでしょうか。それはお互いが思

いを話し、そして理解し合うこと。
これは、日ごろから誰もが他人を
理解するときにする会話と同じ
で、決して難しいことではありません。
■思いは同じ
障害のある方のすべてが、自分
の生活を助けたいと思ってほしいわけ
ではありません。自分でできるこ
とは自分でできます。しかし、どん
なに頑張ってもできないことがあ
り、それを周りにいる人たちに助
けてほしいのです。「自分でできる
ことは自分の力

で」と思う気持ちは、障害のある方
もない方も同じです。
■「Well Being」へ
誰かを理解するというのはコミ
ュニケーションを取ること…それ
は言葉だけではありません。一緒
にいる時間、何かを感じることで、触
れ合うことなど、私たちが理解し
合うために、お互いに一歩を踏み
出すことができれば、よりよい関
係を作ることができます。
しかし、障害のある方を理解す
るための接点は、必ずしも多くは
ありません。そこ

で、企画したのが「Well Be
ing」。「Well Being」
とは、「その人がその人らしく生き
る」こと。障害のある方が、自分の
言葉で、自分の思いを話す場もそ
の1つ。この思いを支援者が代わ
りに説明しても、聴いている人
はなかなか届きません。自分の言
葉で話すことで、聴いている人の
心の奥まで届けることができま
す。登壇している方が、勇気を持
つてこの発表をしているからこそ、
聴く者の心に響きます。
その言葉一つひとつが、障害と
向き合って生活をしている今の自
分、そして未来です。
「夢を応援したい」、「分かり合
えることの喜び」、このような
思いを紡ぎ出していける
のも本人の言葉が持
つ力なのです。

Well Being 2015

「響」～あなたの音色、わたしの音色～

日時：12月1日(火)～4日(金) 9時～17時
場所：市民交流センター1階 コミュニティホール

こころの声の発表会

この発表会は、障害のある方4名が、「響～あなたの音色、わたしの音色」をテーマに、「これまでの道のり」や「これからの夢」、「障害と向き合って暮らすこと」などをご自身の言葉で発表します。この講演会でなければ聴くことができない内容です。

日時12月4日(金) 10時～16時
※12時～13時の休憩時間に、身体に障害のある方々で結成している「大樹バンド」が演奏します

手話 要筆 磁ル



狭山特別支援学校の生徒さんの作品です

社会資源の紹介や障害者福祉の制度や福祉サービス案内
だけではありません。この「Well Being 2015」は、自分の
夢に向かい努力している姿、多くの苦難を乗り越えながら
夢をかたちにした人々の活動など、障害のある方ご本人に
スポットを当てた展示です。
一人でも多くの方のご来場をお待ちしています。

パネル展示

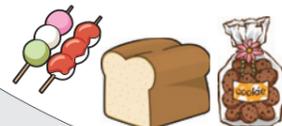
障害者支援施設を利用している方の活動のようすや支援
機関の紹介、障害のある方々が製作した作品などを多数展
示します。

日時12月1日(火)～4日(金) 9時～17時

物品販売

福祉作業所で作った小物やだんご、パンな
ど、心を込めた手作りの品々を販売します。

日時12月1日(火) 10時～15時
販売品だんご各種、酒まんじゅう、パン、
クッキー、ジャム、革小物、フェルトス
トラップ、アクセサリ、帽子など



工夫ややり方を相
手に伝えて、それを相
手にしてもらおうことを「合
理的配慮」といいます。聴覚障
害のある人に声だけで話す、視覚障
害のある人に書類を渡すだけで読
み上げない、知的障害のある人に
分かりやすく説明しないことなど
は、障害のある人には情報を伝え
ないのと同じこととなります。

「障害者差別解消法」の理念
を皆さんの心の中に育む、そ
のためにも、ぜひ、「Well
Being 2015」にご来
場ください。

■理想の地域社会へ
段差や勾配がなくバリアフリー
化されていることはもちろん、障
害のある人もない人も等しく快適
に使えるユニバーサルデザインの
考え方はとても大切です。しかし、
最も重要なのは、お互いを理解す
るということ。互いを理解したう
えで、誰もが住みやすく、そして、
お互いに助け合うことができるこ
と、それが理想の地域社会を築く
礎になります。
障害があるということは、個性
の一つ。個性を認めることで、お互
いが「特別でない」と意識し合える
ことが、この「Well Bein

g)をとおし
て多くの人に伝えたいことです。
それが当たり前であることが、狭
山市の目指す地域社会の姿です。
■障害者差別解消法がで
きました
28年4月に施行される「障害者
差別解消法」。これは障害がある
ことを理由に、ほかの誰とも違う
扱いを受けない、自分の特性に合
った工夫ややり方に配慮されてい
る、そんな社会の実現に向けて大
きな前進です。
この法律は、次の「不当な差別

的取り扱い」と
「合理的配慮をしないこと」を禁
じています。
■不当な差別的取り扱い
例えば、「障害がある」という理
由だけでスポーツクラブに入れな
い、アパートを貸してもらえない、
車いすを使っているからといって
お店に入れないことなどは、障害
のない人と違う扱いを受けてい
るので、「不当な差別的取り扱い」に
該当します。
■合理的配慮をしないこと
障害のある方が困っているとき
に、その人の障害に合った必要な

問合せ障害者福祉課へ内線1
594 ☎2952・0615